

「田辺市消防団応援の店」事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、消防団員の確保と地域防災力の向上を目的に、市内事業所の協力の下に田辺市消防団員（以下「団員」という。）が一定のサービス等を受けられる「田辺市消防団応援の店」（以下「応援の店」という。）事業の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

（登録）

第2条 応援の店に登録しようとする事業所は、消防団応援の店登録申請書（様式第1号）により田辺市消防長（以下「消防長」という。）に申請を行うものとする。ただし、次に掲げる事業所については、登録を行わないこととする。

- (1) 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
- (3) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消防長が応援の店への登録が適当でないと思えるもの

（審査及び表示証の交付）

第3条 消防長は、前条の規定により消防団応援の店登録申請書が提出されたときは、その内容を審査し、登録することが適当と認めるときは、消防団応援の店登録台帳（様式第2号）に登録するとともに、消防団応援の店登録通知書（様式第3号）及び消防団応援の店表示証（様式第4号、以下「表示証」という。）を交付するものとする。

（応援の店の表示）

第4条 応援の店は、事業所の見やすい場所に表示証を表示するものとする。

- 2 応援の店は、当該事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等に応援の店である旨の表示をすることができる。

(応援の店利用証の交付)

第5条 消防長は、団員に対し、消防団応援の店利用証（様式第5号。以下「利用証」という。）を交付するものとする。

2 利用証の紛失、盗難、破損等による再発行を希望する団員は、再交付を受けることができる。

(応援の店の公表)

第6条 消防長は、応援の店の名称、サービス内容等を、ホームページ等により公表することができる。

(応援の店の役割)

第7条 応援の店は、自らの責任のもとでサービス等の提供を行うものとする。

2 応援の店は、消防団に関する事業の広報（チラシの配架、ポスターの掲示等をいう。）に、協力するよう努めるものとする。

(登録の変更・廃止)

第8条 応援の店は、当該登録の内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、消防団応援の店登録変更・廃止申請書（様式第6号）により、消防長に申請を行うものとする。

2 消防長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は廃止するものとする。

(登録の取消し)

第9条 消防長は、応援の店が事業を廃止したとき又は第2条第1号から第5号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、当該登録を取消すことができる。

2 前項の規定により登録を取消された事業所は、速やかに表示証を消防長へ返還又は破棄しなければならない。

(遵守事項)

第10条 団員等は、応援の店から提供されるサービス等の提供を受けようとする場合は次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 応援の店の指示に従い、利用証を提示しなければならない。なお、本人

確認ができる運転免許証等を併せて提示するものとする。

- (2) 利用証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
 - (3) 応援の店が定めるサービス等以外について強要しないこと。
 - (4) 退団する場合は、利用証を返却すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、応援の店に損害を与えたときの責任は、利用証の所有者本人が有する。

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 月 日から施行する。